

江別市かわまちづくり協議会設置要綱

令和2年9月1日市長決裁

(設置)

第1条 江別市街築堤整備（石狩川・千歳川堤防整備）に伴い移設を要する旧岡田倉庫の利活用方法等について検討するとともに、旧岡田倉庫周辺の河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組（以下「かわまちづくり」という。）について協議するため、江別市かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関する協議を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 旧岡田倉庫の利活用等に関すること。
- (2) かわまちづくりに関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の代表者又は役員等
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 市長は、協議会に委員のほか、専門的な助言を受けるためアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第2条に規定する協議を継続する必要があると認めるときは、委員の任期を延長することができる。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 前項の規定にかかわらず、会長がやむを得ない理由があると認める場合は、書面により会議を開くことができるものとする。

5 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会は、必要に応じて、テーマごとにその推進について協議調整等を行うワーキンググループを設置することができるものとする。

2 ワーキンググループは、委員で構成し、グループ長及び副グループ長を置く。

3 グループ長及び副グループ長は、ワーキンググループを構成する委員のうちから会長が指名する。

4 ワーキンググループは、グループ長が招集し、その議長となる。

5 副グループ長は、グループ長を補佐し、グループ長に事故があるとき、又はグループ長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 グループ長は、当該ワーキンググループを構成する委員の所属する関係団体等から当該委員が推薦する者その他必要と認める者に対し、ワーキンググループへの出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

7 会長は、ワーキンググループ間の情報共有や相互調整を図るため、必要に応じて、関係するワーキンググループのグループ長会議を招集することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、経済部商工労働課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。